

# 綾瀬市個人住宅用 再工ネ・省工ネ設備等 導入費補助金

## 申請手引き

申請期間

令和6年4月1日～令和7年3月15日

提出方法

郵送又は窓口

対象設備

太陽光発電設備・H E M S ・家庭用燃料電池  
システム（エネファーム）・定置用リチウムイオン蓄電システム  
（蓄電池）・Z E H

ホームページ

<https://www.city.ayase.kanagawa.jp/soshiki/kankyohozenka/zumai/1/929.html>



所在地: 〒252-1192 綾瀬市早川 550

電話: 0467-70-5619 (直通)

F A X : 0467-70-5704

Mail : wm.705619@city.ayase.kanagawa.jp

綾瀬市

市民環境部 環境保全課

環境保全担当

## \*目次\*

1	補助金の概要	1
2	補助金の対象者	1
3	設備ごとの補助対象要件	1
4	申請について	2
5	申請書類記入例	3～8
6	よくある質問	9
7	財産処分の制限について	10
8	問合せ先等	10



## 1. 補助金の概要

綾瀬市では、持続可能な脱炭素社会の構築に向け、未使用品の再エネ・省エネ設備等を設置した方に対し、予算の範囲内において補助金を交付しています。

対象設備	補助金額	予定件数
太陽光発電設備	1kWあたり1万円 (上限3万円)	60件
H E M S	1万円	15件
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	5万円	67件
定置用リチウムイオン蓄電システム(蓄電池)	5万円	
電気自動車充電器(V2H)	5万円	
Z E H加算	10万円	5件

(予算の上限に達した時点で申請を締め切ります。)

## 2. 補助金の対象者

次の ~ を全て満たす方が対象となります。

設備が設置された住宅の所在地に住民登録を有すること。

市税(市税に係る延滞金を含む)に未納がないこと。

店舗、事業所等との併用住宅に設備を設置する場合は、家庭用として使用すること。

綾瀬市暴力団排除条例(平成23年綾瀬市条例第9号)第2条第2号から第5号までの規定に該当しないこと。

## 3. 設備ごとの補助対象要件

太陽光発電設備	電力会社と余剰買取方式で電力需給契約を締結していること
H E M S	H E M S 要件確認票(P.8参照)に記載の要件を全て満たす機器
家庭用燃料電池システム	一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定した機器
定置用リチウムイオン蓄電システム	関係省庁の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」の対象として登録されている機器
電気自動車充電器	電気自動車への充電及び電気自動車から住宅への電力の供給が可能な機器で、かつ関係省庁の「補助対象V2H充放電設備一覧」の対象として承認されている機器
Z E H加算 (、 の要件どちらも満たすこと)	建築物省エネルギー性能表示(BEL S)評価書にて「Z E H」であることを示す証書を取得していること 国又は他の地方公共団体からZ E H の導入について、補助金の交付決定を受けていること

Z E H、Z E H+、Z E H Oriented、Nearly Z E Hいずれかの評価

## 4. 申請について

この補助金は、事後申請になります。設置工事完了後、次の書類を添えて、環境保全課へ提出してください。

なお、申請時に書類の不備がある場合は受理できません。

種別	提出書類	チェック	注意点
共通	1 個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付申請書（第1号様式）		記入例のとおり記載（P.3～5参照）
	2 補助対象工事の内訳書（第2号様式）		記入例のとおり記載（P.6参照）
	3 設置場所を示す地図（地図アプリなどで自宅場所を示したもの）		地図情報サイトなどから入手
	4 設備の設置に係る工事請負契約書（写し）		契約書がない場合はそれに代わる書類でも可 変更契約している場合は必ず変更契約書も添付
	5 設備の設置に係る領収書（写し）又はこれに代わるもの		領収書の金額は契約書・見積書の金額と差異がないか。 ローンを組んでいる場合は、ローンの契約書も添付する。
太陽光 発電設備	1 太陽電池モジュール製造番号		第1号様式（交付申請書）に記載されている太陽電池モジュールの製造番号がわかるもの。
	2 電力会社発行の「特定契約のご案内」		接続契約のご案内ではなく、特定契約のご案内の写し 発行までに時間を要します。
	3 発電設備の設置状態を示すカラー写真3点 （住宅全体の写真・太陽電池モジュールの写真・パワーコンディショナー全体及び型式が掲載されている銘板・シールの写真）		不鮮明な写真は不可
	4 <u>（出力数が10kW以上の場合のみ）</u> 低圧配電線への系統連系協議依頼票等の写し、余剰買取方式で電力需給契約を締結していることが確認できるもの		
・家庭用燃料 電池システム ・定置用リチウムイオン蓄 電システム ・V2H	1 設置した機器の出荷証明書（写し）又は保証書、若しくはこれに代わるもの		出荷証明書又は保証書の写しがない場合は、施工業者等へ要確認
	2 設備の設置状態を示すカラー写真2点 （設備の全体・型式等が掲載されている銘板・シールの写真）		不鮮明な写真は不可
H E M S	1 設置した機器の出荷証明書（写し）又は保証書、若しくはこれに代わるもの		出荷証明書又は保証書の写しがない場合は、施工業者等へ要確認
	2 設備の設置状態を示すカラー写真2点 （設備の全体・型式等が掲載されている銘板・シールの写真）		不鮮明な写真は不可
	3 H E M S 要件確認票		記入例のとおり記載（P.8参照）
Z E H （加算）	1 国又は他の地方公共団体からZ E H補助金の交付を受けたことを証する交付決定通知書（写し）		建売住宅の場合は、施工業者等へ要確認
	2 建築物省エネルギー性能表示（B E L S）評価書（写し）		
	3 B E L S 評価書に基づく施工証明書（第3号様式）		施工業者が発行（P.7参照）
場合によって 必要な書類	<u>（契約書や領収書に補助対象経費が含まれていることが明確ではない場合のみ）</u> 契約書・領収書金額内訳書		ホームページに掲載している市の指定様式を使用してください。

5. 申請書類記入例  
第1号様式（別表関係）

記入例

書類を記入した日を記載してください。

個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付申請書

令和〇年〇月〇日

（宛先）綾瀬市長

（申請者） 郵便番号 〒252-1192  
 住 所 綾瀬市早川 550  
 フリガナ アヤセ タロウ  
 氏 名 綾瀬 太郎  
 連絡先 0467-77-1111  
 生年月日 平成〇年 〇月 〇日  
 性 別 男 ・ 女 （県警照会用）

令和6年度の補助金について、綾瀬市個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。  
 また、以下の確認事項に同意及び誓約します。

確認事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金の交付決定に当たり、住民登録及び市税の納付状況を確認することについて</li> <li>2 反社会的勢力に該当するか否かの確認のため、神奈川県警察本部及びその他の関係機関に照会することについて</li> <li>3 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号までの規定（以下「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しません。</li> <li>4 反社会的勢力に該当すると判明した場合は、それに関して市長が行う一切の措置について意義を申しません。</li> </ol>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

手続きのやりとりを行うのが会社である場合は、記載してください。

代行手続の場合	会社名（ ）担当者名（ ） 連絡先（ ）
---------	-------------------------

交付申請額の合計	140,000円（千円未満切り捨て）
----------	--------------------

申請する合計額を記載してください。

導入する設備にチェックしてください。

内容（設置する設備について「レ」を記載してください。）		<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input checked="" type="checkbox"/> HEMS 家庭用燃料電池システム（エネファーム） 定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池） V2H（電気自動車充電器） <input checked="" type="checkbox"/> ZEH加算 条件に該当する場合のみ
設置住宅の詳細	所在地	綾瀬市早川550
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅      集合住宅
	取得	<input checked="" type="checkbox"/> 新築      建売      既築
着手年月日		令和○年○月○日 設備設置工事の着手日(工事の契約日以降)を記入してください。
完了年月日		令和○年○月○日 保証書の発行日(太陽光発電設備の場合は特定契約の締結日)が工事代金領収書発行日いずれか遅い方を記入してください。
太陽光発電設備 (モジュール)	メーカー名	
	型式名	
	太陽電池の公称最大出力と使用枚数	300W × 10 枚 = 3,000W W × 枚 = W W × 枚 = W W × 枚 = W W × 枚 = W 合計 3,000W
太陽光発電設備 (パワーコンディショナー)	メーカー名	
	型式名	
	定格出力	4.0 kW

H E M S	メーカー名	
	型式名	
家庭用燃料電池システム	メーカー名	(発電ユニット) (貯湯ユニット)
	型式名	(発電ユニット) (貯湯ユニット)
		k W
定置用 リチウムイオン蓄電システム	メーカー名	
	型式名	
	蓄電容量	k W h
V 2 H	メーカー名	
	型式名	

蓄電システムの場合は、パッケージ型番を記載してください。

記入例

補助対象工事の内訳書

	太陽光 発電設備	H E M S	家庭用燃料 電池システム	定置用 リチウムイオン 蓄電システム	V 2 H
補助限度額	3万円	1万円	5万円	5万円	5万円
太陽電池の最大出力 <small>（小数点第3位以下切り捨て）</small>	3 kW				
補助事業に要する経費の合計 a 1	円	円			
a の内訳					
機器費 ①	円	円			
設置工事費	円	円			
補助事業に要する経費以外の経費 b ②	円	円			
事業費小計 c (a+b)	円	円			
消費税 d	円	円			
総事業費 c+d ③	円	円			
国補助金予定額 e ④	円	円			
補助対象経費 a-e	円	円			
Z E H 加算 ⑤		<input checked="" type="checkbox"/> 有 (10万円)			
交付申請額 ⑥	30,000 円 <small>（千円未満切り捨て）</small>	10,000 円			
	<p>1 値引きがある場合は、値引き後の金額を記載してください。</p> <p>2 見積金額又は契約金額と一致させてください。</p> <p>3 有の場合は、交付申請額に10万円を加算してください。</p> <p>4 補助限度額か補助対象経費のいずれか低い額を記載してください。</p>				

第2号様式の注意事項

機器費と設置工事費は、補助事業に要する経費の合計 a と一致させてください。

今回導入する設備以外にかかる経費を記載してください。（その他建築費用など）

総事業費は、契約書及び領収書の金額と一致させてください。

国等から補助金を受ける場合は、その金額を記載してください。

Z E H 基準を満たす場合は、ここをチェックしてください。

太陽光発電設備は、kW 数に応じて記載してください。千円未満は切り捨てになります。

(例)3.5kW の場合 = 上限の 30,000 円  
2.5kw の場合 = 25,000 円 (1kW 当たり 10,000 円を乗じた金額)



記入例 (ZEH 加算に該当する場合のみ)

施工業者の方が発行  
してください。

第3号様式 (別表関係)

B E L S 評価書に基づく施工証明書

令和〇年〇月〇日

(宛先) 綾瀬市長

(証明者)

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_

役 職 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

様邸につきましては、 年 月 日付で交付を受け  
ました B E L S 評価書のとおり施工したことを証明します。

評価書交付番号 : \_\_\_\_\_

B E L S 評価書の交付  
番号を記載してくださ  
い。

住宅の引渡し又は工事完了日 : 年 月 日

## 記入例(HEMS 設備を導入する場合のみ)

全てに該当する  
HEMS 設備が補助  
対象となります。

### HEMS (へムス) 要件確認票

(申請者氏名: 綾瀬 太郎)

該当の箇所にチェック (☑) をしてください。(全項目に該当しないと補助対象になりません。)

- 「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。  
APPENDIX ECHONET 機器オブジェクト詳細規定の Release バージョンについては問いません。
- 1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- 計測されたデータの表示ができること。
- 計測ポイントは以下の条件を満たすこと。

<計測ポイント>

機能区分	設備項目	必須要件
太陽光発電システム	発電量	
	売電量 <sup>1</sup>	
電力使用量の計測・取得 <sup>2</sup>	系統からの買電量	
	住宅全体の電力使用量	
	暖冷房設備の電力使用量 <sup>3</sup>	
	ヒートポンプ式給湯機の給湯設備 (エコキュート等)の電力使用量	
	ガスコージェネレーションシステム (エネファーム等)の発電量	
	照明設備の電力使用量	
	換気設備の電力使用量	
蓄電システムの利用状況	充電力量	
	放電力量	
電気自動車を活用した充電設備 (プラグインハイブリット車を含む)	充電力量	
電気自動車を活用した充放電設備 (プラグインハイブリッド車を含む)	充電力量	
	充電力量	
使用電力計測・取得間隔 <sup>4</sup>	1時間以内	
データ蓄積期間 <sup>5 6</sup>	1時間以内の単位 1ヵ月以上	
	1日以内の単位 13ヵ月以上	

凡例 : 必須項目 : 計測対象設備設置の場合は必須

<sup>1</sup> 太陽光発電システムとガスコージェネレーションシステムによるダブル売電の場合は、太陽光発電システムの売電量とガスコージェネレーションシステムの売電量の合算値でも可とします。  
<sup>2</sup> 積算消費電力量 (Wh)  
<sup>3</sup> 「主たる居室」に設置する暖冷房設備の電力量を計測できること。  
<sup>4</sup> 積算消費電力量 (Wh) の計測又は取得間隔。  
<sup>5</sup> HEMS (エネルギー計測装置) により計測した所定時間単位の積算消費電力量データを HEMS コントローラ、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。  
<sup>6</sup> セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。

## 6. よくある質問

Q	国などの補助金と併用可能ですか。
A	個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金では、併用可能です。

Q	代行手続きは、どこまで代行させることができますか。
A	申請書類の受付に関する市とのやりとりや、書類の提出についてのみ代行することができます。交付決定通知、納税状況や請求に関することは申請者へご連絡します。

Q	補助金の現在の件数を教えてください。
A	補助金の具体的な件数は、公表しておりませんが、個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金のホームページ上で目安の申請状況を公表しておりますので、そちらを参考にしてください。（毎月1日更新）

Q	ZEHの加算は、ZEH orientedも対象ですか。
A	国や他の地方公共団体から補助金を受けている場合は、対象となります。 ZEH+、Nearly ZEHも同様です。

Q	太陽光発電設備に必要な「特定契約のご案内」書類の取得に時間がかかるため、代わりの書類で対応できないか。
A	補助金を受ける設備が太陽光発電設備の場合は「特定契約のご案内」の書類が必須となり、代わりの書類で対応できませんので、予めご了承ください。

Q	過去に補助金を受けていますが、設備の買い替えは対象となりますか。
A	補助金の交付は、各設備1回限りとなります。なお、設備の処分制限期間内に買い替えを行うと、過去に受けた補助金額の全部又は一部を返還しなければならない場合があります。（P.10参照）

## 7. 財産処分の制限について

補助金の交付を受けた各設備を次の表のとおり制限期間を待たずに処分する場合は、**事前承認が必要**ですので、問合せ先（下記参照）までご連絡ください。

補助金額の全部又は一部を返還しなければならない場合があります。

なお、設備等が天災等により使用不能となり抹消処分をするとき、設備等が過失のない事故により使用不能となり抹消処分をする場合やその他市長が特別の事情があると認めるときについては、返還を求めません。

設 備 名	使用開始日	処分制限期間
太陽光発電設備	電力の受給開始日	120月
Z E H	設備の引渡し日	72月
H E M S	設備の引渡し日	60月
家庭用燃料電池システム	設備の引渡し日	72月
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備の引渡し日	72月
電気自動車充電電器	設備の引渡し日	60月

## 8. 問合せ先等

問合せ・提出先

綾瀬市 市民環境部 環境保全課 環境保全担当（綾瀬市役所事務棟4階）

住所：〒252-1192

綾瀬市早川550

電話：0467-70-5619（直通） FAX：0467-70-5704

Mail：wm.705619@city.ayase.kanagawa.jp

窓口及び電話での受付時間

- 午前8時30分～正午
- 午後1時～5時